

農林水産省（関係府省における予算編成過程での検討を求める提案）

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名
	区分	分野							
24	B 地方に対する規制緩和	02 農業・農地	農村地域防災減災事業における繰越予算の地区間流用の見直し	農村地域防災減災事業を活用して行う、ため池の劣化状況及び地震耐性評価に係る予算について、繰越予算の地区間流用を認めるよう見直しを求める。	<p>【現行制度について】</p> <p>農村地域防災減災事業における、ため池の劣化状況・地震耐性評価に係る予算は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により、令和2年度より補正予算が割り当てられた。しかし、補正予算からの対応では年度内での工期（7カ月程度必要）が確保できず、翌年度へ予算の繰越を余儀なくされている状況だが、繰越した予算については地区（市町村単位）間流用が認められていない。</p> <p>【支障事例】</p> <p>繰越した予算は地区間流用ができないことから、入札残等になった部分は、当該市町村において執行をするよう、可能な限り事業の前倒しで対応をしている。しかし、地元調整が不調等により前倒しできる事業が無い場合は、執行ができず予算の有効活用ができない。</p>	予算の有効活用ができるとともに、特定地区に限定した事業の前倒しを検討する必要がなくなることで、地元との調整等の負担が軽減される。	繰越額確定後の同一事項内の箇所間（地区間）流用について（令和3年9月6日付け九州農政局事務連絡）、農村地域防災減災事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2114号農林水産事務次官依命通知）、農村地域防災減災事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産省農村振興局長通知）	農林水産省	福岡県、九州地方知事会
104	B 地方に対する規制緩和	02 農業・農地	養豚に係る畜産クラスター事業における施設整備事業のあり方の見直し	畜産クラスター事業の施設整備事業について、養豚では単年度での事業実施となっていることから、肉用牛・酪農と同様に複数年度での事業実施を可能とするよう見直しを求める。	<p>【現行制度について】</p> <p>畜産クラスター事業の施設整備事業については、一般会計予算での単年度事業であり、目標年度（通常は5年後）の成果目標を達成しなければ次の事業活用ができない。一方、同事業の肉用牛・酪農重点化枠は基金事業であり、複数年度での事業実施が可能。</p> <p>【支障事例】</p> <p>当県では令和3～5年度に同事業を活用し、養豚での大規模な施設整備を予定していたが、令和3年度分のみ承認された。さらにコロナ禍による輸入資材の納品遅れにより年度内完了が困難となり、事故繰越の手続きを行ったところ。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>当県のような中山間地域では、大規模な養豚施設を整備するための土地の確保が難しいことから、農場敷地内に新しい豚舎を建築後、豚を移動させ、既存豚舎を撤去した跡地に新しい豚舎を整備する必要があり、施設整備に数年の期間を要する。さらにコロナ禍による世界的な建築資材流通の混乱や建設業界の人手不足等により、大規模な施設整備の単年度完了が困難な状況。</p> <p>【支障の解決策】</p> <p>養豚についても肉用牛・酪農と同様に基金事業化するなど、複数年に渡る施設整備を支援できるよう要請する。</p>	当県のような中山間地域の実情に即した事業の運用が可能となり、養豚農家の負担軽減と積極的な事業活用によって規模拡大が進むことにより、養豚の生産基盤強化につながる。	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領	農林水産省	高知県、徳島県、香川県、愛媛県、高知市

管理番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
24	岩手県、宮城県、川崎市、長野県、京都府、鳥取県、山鹿市、宮崎県、延岡市、沖縄県	<p>○これまで、入札残等が発生した場合、不用額としていたが、予算の有効活用ができるとともに、特定地区(事業区分)に限定した事業の前倒しを検討する必要がなくなることで、地元との調整等の負担が軽減される。</p> <p>○入札不調などによる事故繰越や不執行等が想定され、繰越予算事務が煩雑化している。また、堤体内部の想定外の土質発現等により追加調査が必要な場合でも、繰越額の制限を受け十分な調査ができない地区が発生することが想定される。そのため、繰越予算について県等の裁量で流用可能とすることが望ましい。</p> <p>○繰越確定後の地区間流用が可能となることで弾力的な予算活用が図られるため、全国一律で流用可能となるよう対応いただきたい。</p>	<p>繰り越した歳出予算の経費の流用については、「繰越しガイドブック(令和2年6月財務省主計局司計課)」において、異なる「繰越事項」間の流用は、基本的に繰り越した目的が異なるものであり、原則としてできないとされていますので、御理解願います。</p> <p>なお、同ガイドブックにおいて、繰越しをした事項内での融通については、その繰越しをした目的が同一であれば、やむを得ないものと考えられています。</p> <p>また、事項の立て方は、補助事業の場合、施行主体別のうち未完成箇所を積み上げた単位にまとめることができるとされています。</p>
104	岩手県、秋田県、長野県、田原市、山口県、熊本市	<p>○大規模な施設整備については、工期が1年を超え、複数年かけて段階的に畜舎等を整備することがある。当市では令和3～4年度に同事業を活用し、養豚での大規模な施設整備を計画していたが、肉用牛・酪農を除く畜種については複数年の事業実施を前提とした事業計画が認められていないため、令和3年度の完了が見込めない施設整備については、全額、事業者の負担となった。養豚事業者の多くは、分娩から育成までの一貫経営を行い、分娩舎→離乳舎→育成舎と、豚の成育段階に合わせて、場所を移動させて育成するというのが一般的な流れである。これに併せて、堆肥舎、浄化槽等の整備も必要となるため、大規模な施設整備については単年度での事業実施は極めて困難である。</p> <p>○養豚経営においては、豚のステージ管理が普及しており、機能別に独立した豚舎(分娩舎、育成舎、肥育舎など)で飼養する必要がある。養豚経営豚舎特有の事情により、規模拡大にあたって複数棟の施設を整備する必要があり、事業規模が大きくなることから単年度での事業実施が困難になっている。こうした現状を踏まえて、複数年の事業実施を可能とする等、柔軟な事業運用を図りながら事業を最大限活用できるよう検討して欲しい。</p> <p>○養豚は、規模拡大が進んでおり、整備する施設が大規模となるため、単年度での完成が困難な状況。当県でも2件の養豚経営体が畜産クラスター事業による規模拡大を検討しているが、施設完成までに複数年を要する見込み。養豚経営の実情を踏まえ、複数年に渡る施設整備を支援できるよう要望する。</p> <p>○現在、当県において抱えている案件として、令和5年度に同事業を活用し、養豚での施設整備があり、コロナ禍の影響や原材料・資材高騰により製造元が受注生産を行う傾向が強いため、建設業者などは、資材調達に時間を要することが予想され、単年度では事業完了できない懸念がある。都市近郊で展開される当県の畜産経営は、その敷地が限られ、施設整備は経営を継続しながら段階的に進める必要がある。単年度での対応は困難である。また、養豚業や養鶏業は豚熱や鳥インフルエンザの発生リスクが高く、発生農家が経営再建する場合や新規就農にあたっては、飼養衛生管理基準に適合した施設整備にする必要がある。特に経営再建においては既設の畜舎等を除却したうえで新築する場合など、施設整備は長期間且つ多額の費用負担を伴うことになる。このように、施設の整備は長期に渡り、かつ多額の費用負担を要することから、複数年の整備事業を担保する制度がなければ、事業計画を立案することが困難である。こうしたことから、養豚や養鶏においても、肉用牛・酪農と同様、事業計画に応じた複数年に渡る整備が可能となるよう、制度の拡充が必要と考えられる。</p>	<p>一般的に予算の執行については、単年度主義であることから、本事業の施設整備についても単年度で整備することが基本となります。</p> <p>その上で、肉用牛・酪農については、生産基盤を強化するに当たり、地域での分業体制を構築するための体制整備を図ることも効果的なことから、「肉用牛・酪農重点化枠」において、例えば、キャトルブリーディングステーションや同施設を活用する農家の施設を複数年にわたり整備することを可能としています。しかし、各々の施設については、基本どおり、単年度で整備することを要件としています。</p> <p>一方、養豚・養鶏については、そのような体制構築は想定し難く、また、豚熱の続発や現状高病原鳥インフルエンザが多数発生している状況にあり、適切な防疫措置を担保する観点からも、豚舎や鶏舎の整備のみを、特別に複数年にわたって支援することは困難であることをご理解願います。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	根拠法令等	制度の 所管 ・関係府省	団体名
	区分	分野							
149	B 地方に 対する規 制緩和	02_農 業・農地	国有農地等事務 取扱交付金事業 の対象経費である 災害復旧工事費 につき繰り越し執 行を可能とするこ と	第1号法定受託事務により 実施している国有財産の 管理に係る経費のための 「国有農地等事務取扱交 付金」の対象経費である災 害復旧工事費について、明 許繰り越しを可能とするよう 求める。	平成30年西日本豪雨による災害復旧工事の実施にあたり、工事施工業者 の人材不足により、年度内に工事完了まで至らない可能性があったため、 改めて次年度に予算確保し直さなければならない事態となった。	工事費に関する予算を繰り越し可能とすることにより、適正な予算執行が行える。	国有農地等事 務取扱交付金	農林水産省	広島県、宮 城県、中国 地方知事会
162	B 地方に 対する規 制緩和	02_農 業・農地	防護柵の設置に 関する要件緩和 及び被災防護柵 の復旧事業の補 助対象化	シカ、イノシシ等の生息域 が拡大していることから、 現在は農業被害が生じて いない地域も含め、防護柵 の迅速な設置を可能とする よう、費用対効果分析の算 定方法を見直すなど、採択 要件を緩和すること。 豪雨や雪害等の自然災害 や野生動物の侵入行為の 影響により、国の定める耐 用年数(金属柵14年、電気 柵8年)よりも早く劣化した 防護柵の機能回復・再設 置が円滑に進められるよ う、防護柵の耐用年数を実 状に合わせて見直すとも に、被災防護柵の復旧を補 助対象に追加すること。	【現状】 中山間地域等における農作物等被害の提言を図るため、鳥獣被害防止総 合対策交付金(鳥獣被害防止施設整備促進支援事業)において、侵入防 止柵の設置による被害防除が実施されている。 【支障】 被害の広がり先端地等で予防対策として設置する場合は、「整備による 全ての効用によって全ての費用を償う」という費用対効果分析の採択要件 を満たさず、実施できない場合がある(効果額は現状の被害額から算定す るため)。 当県では、全県のSPUE(1人の狩猟者が1日に目撃したシカの頭数の平均 値)が平成30年度以降微増傾向にあり、特に県北部で顕著であることから、 シカの分布の周辺部で急速に被害が拡大する蓋然性が高い。 自然災害により被災した防護柵の復旧は、県単独事業等に対応している が、近年自然災害発生頻度が増加しており、これまで以上の被災防護柵復 旧が必要となることが想定される。 防護柵の設置・復旧が不十分な場合、農業被害や林業被害の拡大(農産 物や幼齢木の食害等)、動物と車・列車の衝突事故の発生、畜産農家にお ける野生動物由来感染症の発生等が懸念される。 設置者の責によらない防護柵の劣化が生じた場合でも、耐用年数までの 間、自力で修繕しているが、野生動物の影響(こじあけ、かみつき、押し倒 し、掘り起こし等)による特殊事情も鑑み、防護柵の耐用年数を大幅に引き 下げ、総合対策交付金を活用した再設置を可能とする必要がある。	被害の広がりの先端地における効果的な 予防対策の推進、設置者の責によらない防 護柵破損の迅速な復旧が可能となる。	鳥獣被害防止 総合対策交 付金交付等要綱、 鳥獣被害防止 総合対策交 付金実施要領(別 記8)	農林水産省	兵庫県、滋 賀県、京都 府、京都市、 大阪府、堺 市、神戸市、 明石市、洲 本市、豊岡 市、小野市、 三田市、た つの市、新 温泉町、和 歌山県、徳 島県
208	B 地方に 対する規 制緩和	02_農 業・農地	中山間地域等直 接払制度の対象 農地の拡充及び 畑地の加入要件 の緩和	中山間地域等直接払制度 の対象農地を拡充すること 及び畑地の加入要件を緩 和することを求める。	現在の中山間直接支払制度は平野部との所得格差是正を目的に事業実 施しており、水田中心の制度となっている。しかしながら、昨今の米価下落 により稲作をやめて果樹などに転換する者、保安全管理を行う者、維持管理 しなくなる者が増加しつつある。現在の中山間地域等直接支払制度では、 果樹などを植えた場合は畑地扱いとなり当該期は対象農地となるが、次期 は対象農地にならず同制度の構成員にならない可能性もある。そうなれ ば、農道や水路管理、共同活動などに支障が出てくることが考えられる。 このことから、対象農地の畑地について加入要件緩和を行い、今後も荒廃 農地の増加抑制や農地の維持管理、共同活動に支障がでないよう提案す るものである。	中山間地域等直接支払制度の畑地の加入 要件緩和を行うことにより、米価下落による 作付け作物変更者も同制度を活用するこ とができ、構成員数を維持できることが推測 できるため、荒廃農地の増加抑制や農地の 維持管理、共同活動を継続することが期待 できる。	中山間地域等 直接支払交 付金実施要綱、中 山間地域等直 接支払交付金 実施要領、中山 間地域等直接 支払交付金実 施要領の運用	農林水産省	美咲町

管理番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
149	長野県、島根県	—	<p>国有農地等管理処分事業事務取扱交付金の防災・復旧関係費については、今までは基本的に年度内に処理が行われるものとして、明許繰越し対象経費として措置していなかったが、今回のご提案を踏まえ、今後は災害等で年度を跨いで緊急対応を要する場合があることも想定されるため、令和4年度中に、各都道府県に対して具体的な繰越事由を確認し、それぞれの繰越事由について必要性を把握したうえで、関係省庁と連携し検討してまいりたい。</p>
162	宮城県、白鷹町、神奈川県、可児市、浜松市、防府市、熊本市	<p>○地域一体となった侵入防護柵の整備を推進するにあたり、当市においても被害がない農地については実施することができず、計画的な整備を推進していく中で支障が生じている。特に隣接した防護柵が設置されていない農地については、次年度、被害が生じる蓋然性が極めて高く、被害が起きる度に繰り返し同じ措置をとることになり、移設届を提出して計画の変更を行うなど事務負担や移設に伴う作業負担が大きい。</p>	<p>防護柵の整備については、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」第4条により、市町村において定める被害防止計画(鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための計画)に基づく取組として実施しているものです。</p> <p>また、実施要領別記1の第1の6において、事業実施主体の範囲を「鳥獣による被害の状況、鳥獣の行動範囲、地形等を考慮し、効果的かつ一体的な被害防止対策の実施が期待される地域」と規定しているところです。</p> <p>このため、現時点では被害が生じていない地域においても、周辺地域の被害状況等から柵を整備しなければ、当該地域にも被害が及ぶと推測される場合については、そのことがわかるよう被害防止計画に適切に位置付ければ、柵の整備は可能と考えています。</p> <p>その際、費用対効果として、『生産維持効果:施設等の整備を行わなかった場合における受益地区での鳥獣被害による作物等の生産面積の減少に伴う仮想生産額の減少額』を選択した上で、周辺地域の被害の傾向(発生場所、被害地域の増減傾向等)に基づいて、算出することが可能になると考えています。</p> <p>鳥獣交付金において整備する施設については、「鳥獣被害防止総合対策交付金交付対象事業事務及び交付対象事業の取扱いについて(平成20年3月31日付け19生産第9425号農林水産省生産局長通知)」の第8において、施設等を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行うと規定しています。</p> <p>鳥獣被害防止施設という性質上、野生動物による影響は一定程度想定し得るものであり、適切に管理願います。</p> <p>その上で、天災等の事業実施主体の責によらない事由により、被害を受けたと認められる場合には、所定の手続きを行い、残耐用年数の有無にかかわらず再整備を可能としています。</p> <p>なお、地面の掘り起こしによるくぐり抜け防止として、令和4年度補正予算から既設柵の地際補強対策を支援しておりますので、御活用ください。</p>
208	宮城県、白鷹町、群馬県、前橋市、宮崎県	—	<p>中山間地域等直接支払制度は、農業生産条件が不利な地域において、平場との農業生産条件の不利を補正することで、農業生産活動の継続を支援するものです。</p> <p>本制度は、傾斜度と地目(田・畑・草地・採草放牧地)に応じて交付単価を設定しています。これは、傾斜があることによって、田の場合は基盤整備による規模拡大の制約、畑の場合は機械化による効率化など、規模拡大や作業の効率化に関して制約があるとの考えによるものです。</p> <p>また、地目ごとの傾斜度を満たさない場合であっても、傾斜地等と同等の農業生産条件の不利性があるとして、都道府県知事が定める基準に該当する農用地を対象とすることも可能としています。</p> <p>なお、本制度の交付金は、交付対象農地以外の農地の維持・管理のために活用することも可能としているところです。</p>